

### 3-3. 環境ラベルの相互認証に係る調査

#### 3-3-1 日中韓相互認証に係る調査

##### 1) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓3カ国は、日中韓環境大臣会合(The Tripartite Environment Ministers Meeting: TEMM)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(Round Table Meeting: RTM)のもと、2005年から日本のエコマーク、中国・環境ラベル及び韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化とともに相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年1回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007年に日中韓3カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意されて以降、2012年の「複合機(プリンタ・複写機)」を皮切りに2020年の「印刷インキ」まで、毎年、共通基準に関する合意書が締結され、共通基準は11分野12品目に拡大している。また、2012年には「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓3カ国の相互認証が開始された(現在の対象カテゴリは表3-3-1.の通り)。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用して日本から韓国・環境ラベルを取得した実績が731件(2022年1月31日時点)になり、着実に活用実績が増加している。また、令和元年度(2019年度)には、日中間においても、この相互認証の仕組みを利用して、日本から中国・環境ラベルを取得した実績が1件誕生した。

令和3年度(2021年度)は、2021年9月の日中韓環境ラベル実務者会議(オンライン開催)(以下「実務者会議」という。)において共通基準項目が合意された「壁及び天井等の仕上げ材」について、同11月に共通基準の合意書[資料編3-3-1]を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「壁紙」については、2022年度に開催される実務者会議(日本：予定)で協議する予定となっている。

表3-3-1. 日中韓3カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ




対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況	
	日本	中国	韓国		
パーソナルコンピュータ(PC) [CJK-01-2007(B)]	No.119 Ver.2	HJ2536-2014	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。	
複合機(MFD)	プリンタ [CJK-02-2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ2512-2012	EL142	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03-2009(B)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	EL141	各国基準が数度改定されていることから、2018年6月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
DVD機器 [CJK-04-2013(A)]	No.149 Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013年10月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。	
テレビ [CJK-05-2014(A)]	No.152 Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。	

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
プロジェクタ [CJK-06-2015(A)]	No.145 Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
塗料 [CJK-07-2016(A)]	No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]	No.112 Ver.2	HJ572- 2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]	No.103 Ver.3 等	HJ2546-2016	EL311	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]	No.161 Ver.1	HJ2509-2012	EL150	2017年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 [CJK-11-2019(A)]	No.130 Ver.2	HJ2547-2016	EL172	2018年4月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2019年11月に共通基準の合意書が締結された。
印刷インキ [CJK-12-2020(A)]	No.102 Ver.2	HJ2542-2016 HJ 371-2018	EL602	2019年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2020年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁及び天井等の仕 上げ材	No.123 Ver.2 等	HJ/T223- 2005	EL248	2020年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2021年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁紙	No.123 Ver.2	HJ 2502- 2010	EL242	2021年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

### 3-3-2 その他の海外ラベルとの相互認証に関する調査

本項では、日本のエコマークが相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した(表 3-3-2.)。2022 年 3 月時点で、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の 10 機関である。本年度は、前年度調査を実施した 7 機関を除く、カナダ・エコロゴ、香港・グリーンラベル及びシンガポール・グリーンラベルの 3 機関について報告する。

表 3-3-2. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク			
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル 委員会	韓国環境産業技術院 (KEITI)	中環連合(北京)認証センタ ー有限公司(CEC)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、 プロジェクタ、塗料、文 具、繊維製品、シュレッダ ー、家具、印刷インキ、壁 や天井等の仕上げ材	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、プロ ジェクタ、塗料、文具、繊維 製品、スキャナ、シュレッダ ー、デジタル印刷機、家具、 印刷インキ、壁や天井等の仕 上げ材
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年
活用実績	あり	あり	あり

ロゴマーク				
国・地域	ニュージーラン ド	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	ニュージーラン ド・環境チョイ ス	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	ニュージーラン ド エコラベリ ング トラスト (NZET)	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保護・建 設・原子力安全省 (BMUB)、連邦環境庁 (UBA)、品質保証・表示 協会(RAL gGmbH)、環 境ラベル審査会(Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	複写機、プリン タ、プロジェク タ	複写機、プリンタ	—
開始時期	2004 年	2014 年	2015 年	—
活用実績	あり	あり	あり	なし

ロゴマーク			
国・地域	カナダ(北米)	香港	シンガポール
ラベル名	エコロゴ	グリーンラベル	グリーンラベル
ラベル機関 (運営機関)	UL Environment, Inc.	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会(SEC)
対象商品カ テゴリ	—	—	—
基本協定締 結時期	2014年	2015年	2015年
開始時期	—	—	—
活用実績	なし	なし	なし

## 1) 北米「エコロゴ」

エコロゴは、UL(UNDER WRITERS'LABORATORIES INC.)によって運営されており、ECOLOGO 認証プログラムの紹介サイトによると、2022年1月末時点で40の商品カテゴリがあり、そのうち38の商品カテゴリで5,998商品の認定実績がある。相互認証協定が締結された2014年当時は10,000商品以上あったが、年々、エコロゴへの関心は減少傾向にあり、複写機・プリンタ分野のエコロゴ CCD-035「Office Machines」認定基準における認定事業者も現在では2社のみとなっている。



エコロゴ CCD-035「Office Machines」認定基準は、ドイツ・ブルーエンジェル基準やエネルギースタープログラム基準を引用しているが、引用元のブルーエンジェルのバージョンが数世代前であり、日本のエコマーク基準と大きな違いがある。また、最終改定が2007年9月であり、その後メンテナンスされていない状況である。エコロゴ全体としても、2013年にリリースされたUL2803「印刷サービス」、UL175「サニタリーペーパー製品」を最後に主だった基準策定、改定の発表は行われていない。

エコロゴの新しい動きとしては、2017年にEPEAT(Electronic Products Environmental Assessment Tool)とUL110「携帯電話」にて共同認証を開始したことが挙げられる。エコロゴの認証を取得すれば、効率的にEPEATへの登録が可能となる。この共同認証を初めて活用した企業として、Samsung Electronicsが紹介されている。2017年9月に携帯電話「Galaxy」がUL110規格に対するUL ECOLOGO ゴールド認証を取得している。その後、EPEATとはUL2710「ポータブル電子製品」についても共同認証が開始され、直近では2021年11月に「Amazon スマート温度計」がECOLOGO シルバー認証を取得している。

また、ULでは、グリーンビルディング認証に必要な様々な世界中の認証品のデータベース(SPOT: <https://spot.ul.com/>)を運営している。SPOTは、LEEDやWELL、BREEAM認証などの建物・敷地利用に関する認証制度をターゲットにした建材関連を中心としたULが運営するデータベースである。利用料金は、掲載側、利用側ともに無料であり、データベース登録製品数130,000以上、ユニーク訪問者数150,000人以上にのぼるといふ。SPOTへの掲載製品は原則として認定製品に限っており、エコロゴやGREENGUARD、EPEAT、ENERGY STAR、アメリカ環境保護庁(EPA)の認定制度であるSAFER CHOICE、アメリカのカーペット・ラグ協会(GRI)の認定制度Green Label Plusなどの認定製品が掲載されている。選択した製品に応じて各認証制度に基づいた計算方法により合計取得ポイントが自動算出される機能も有しており、SPOTの強みとなっている。

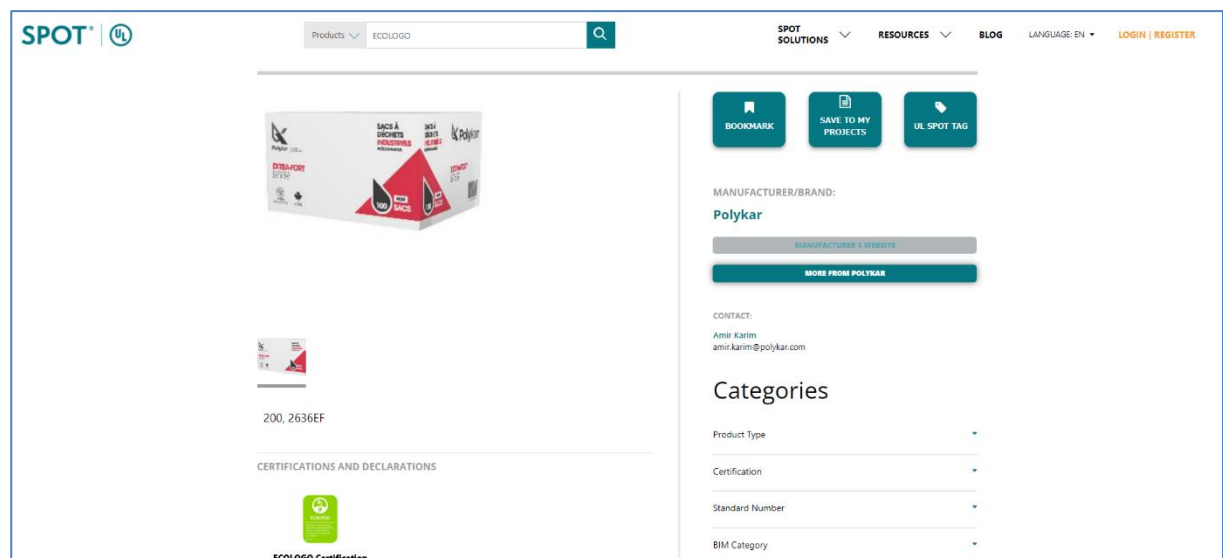
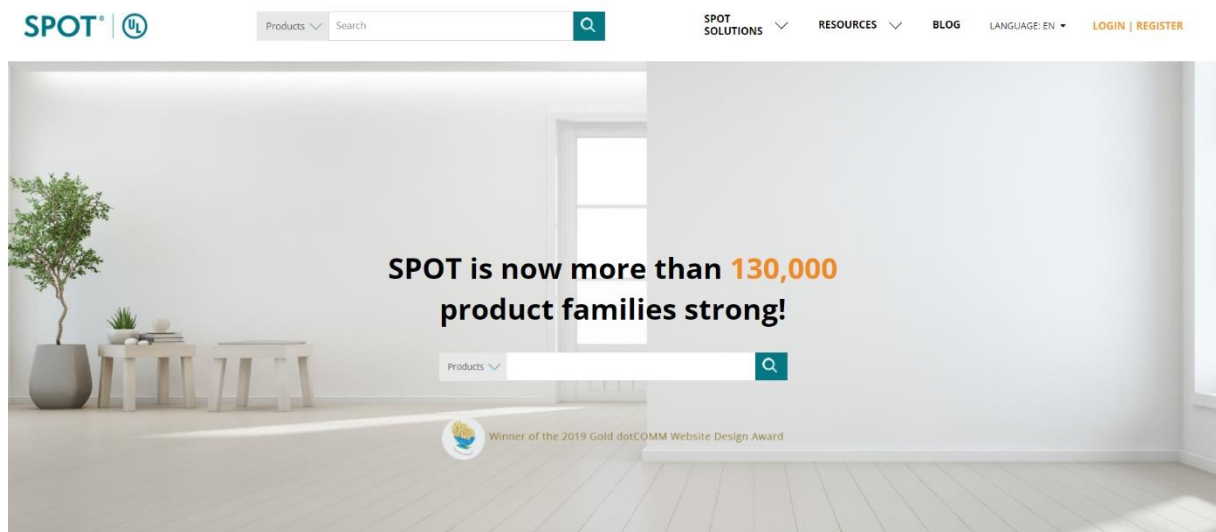


図 3-3-1. SPOT のウェブサイトと掲載商品の例(ECOLOGO 取得商品)

近年では、UL ECOLOGO 認定を取得した製品が、Amazon Climate Pledge Friendly プログラムに組み込まれ、Amazon.com のサイトで紹介されるようになっている (<https://www.amazon.com/b?node=21221607011>)。Amazon の Climate Pledge Friendly プログラムは、1 つ以上の信頼できるサードパーティの持続可能性認証または Amazon 独自の Compact by Design 認証によって認定された製品に焦点を当てており、地球環境の保護に役立つ商品の検索、選択、購入を容易にしている。2022 年 1 月現在、エコロゴ認証製品は 261 製品が登録されている。





図 3-3-2. Amazon Climate Pledge Friendly プログラムのウェブサイト

このように、エコロゴでは基準の内容を見直したり、新たな基準を増やして対象を拡大

させたりしていくというよりは、他の認証制度や EC サイト等との連携を強化する動きになっている。

カナダのグリーン公共調達法は、2006年に制定され、2018年に改定された「グリーン調達ポリシー<sup>1</sup>」に基づいて行われている。第7条で、環境に取り組む責務とライフサイクルの考慮を調達計画に盛り込み、バリューフォーマネーの考え方のもと環境配慮型製品・サービスを調達することを、カナダの公的機関の責任者に対して要求している。しかし、日本のように所管官庁等から環境配慮型製品・サービスの基準や考え方が示されているわけではなく、どのように取り組むかは調達機関・担当者の裁量に委ねられている。

### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

(公財)日本環境協会では、2014年度から UL と相互認証の協議を進めてきた。2014年9月には、相互認証基本協定及び附属書として認証手順及び運用規則を締結している。

その後2016年8月(日本・東京)の協議において、相互認証の実施方式、画像機器の共通基準項目(エコロゴ: CCD-035「Office Machines」、日本エコマーク: No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.2」)の設定、及び合意文書と取り交わし時期などについて具体的な議論が行われた。共通基準項目の設定においては、基準レベルに差があることから、エコマークからエコロゴへの一方通行を前提とした相互認証の実施を目指すこと、共通基準項目(Harmonized)は11項目とすることで、合意文書を取り交わすことで概ね合意していた。しかし、UL側から一方通行を前提とした相互認証は受け入れられないとの結論が出され、また事業者からも早急な相互認証の活用を望む声がないこと、UL基準を見直す予定がないことにより、協議は事実上停止している。今後、北米の政策やマーケットの状況を見極めたうえで、事業者のニーズが高まれば協議を再開することとしている。

---

<sup>1</sup> <https://www.tbs-sct.gc.ca/pol/doc-eng.aspx?id=32573>



## 2) 香港「グリーンラベル」

香港のタイプ I 環境ラベルは、2000年に設立された非営利団体である Green Council(GC)が運営する「香港・グリーンラベル」がある。GCの設立とともに同じく2000年に立ち上げられた香港・グリーンラベルでは、62の商品カテゴリにおいて、106商品(22社)が認定を受けている(2022年1月時点)。GENには2001年に加盟している。GCは香港・グリーンラベルの運営以外に、100以上の企業等が参加する会員制度である HKGPC(Hong Kong Green Purchasing Charter)、Eco Expo Asia などの運営なども行っている。平成25年度の本業務によるニーズ調査では、香港・グリーンラベルの日系の複写機・プリンタの認定取得事業者は2社であり、公共調達や香港での販売に有利に働くためという理由で、相互認証を希望する声が寄せられていた。また、2022年1月現在、塗料等の建材関連の日系事業者が認定を取得している。



香港のグリーン公共調達は、日本のグリーン購入法のように特化した法律はなく、日本の財務省にあたる財務事務及庫務局(Financial Services and the Treasury Bureau: FSTB)が公開している「公共調達ポリシー<sup>2</sup>」にて、環境要件を調達仕様を含めることを推奨している。また、環境保護署(Environmental Protection Department: EPD)では、香港の公的機関に限らず、民間部門でも活用も見据えて、23分野150品目にて環境要件を策定し、公開している。

### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

(公財)日本環境協会では、2015年10月に香港・グリーンラベルとの相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。当初、(公財)日本環境協会では、香港・グリーンラベル「GL-006-003 Copying Machines, Printers, Fax Machines and Multifunctional Devices」基準と「画像機器」の共通基準の策定に関する協議を進めることとしていたが、現時点において事実上協議は停止している。

理由としては、GL-006-003基準は、省エネ基準は国際エネルギースタープログラム「画像機器」Ver1.0基準及びブルーエンジェル RAL-UZ122基準(それぞれ二世代之前の基準)をもとに策定されているために、エコマーク基準との共通部分が少ないこと、2022年2月時点で、日系の複写機・プリンタ事業者による香港・グリーンラベル取得はなく、また活用ニーズもないことによる。

ただし、(公財)日本環境協会では、基本的な合意書の締結は完了しているため、今後相互認証のニーズが寄せられ、また実施による事業者のメリットが期待できる品目があれば速やかに協議を再開することとしている。

<sup>2</sup> [https://www.fstb.gov.hk/tb/en/business/gov\\_procurement/docs/espr\\_ch1.pdf](https://www.fstb.gov.hk/tb/en/business/gov_procurement/docs/espr_ch1.pdf)

### 3) シンガポール共和国「グリーンラベル」

シンガポールのタイプ I 環境ラベルとしては、シンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) が運営している「シンガポール・グリーンラベル」がある。SEC は、独立した非営利団体として 1995 年に設立され、シンガポール・グリーンラベル制度以外にも、オフィスやショップ、イベントなどの環境認証制度のほか、環境人材の育成プログラムの提供、各種表彰制度を運営している。シンガポール・グリーンラベルは、1992 年に当時の環境省(現持続可能性及び環境省)によって開始され、1999 年に SEC に引き継がれた。GEN には 2003 年より参加しており、東南アジア地域において最も活用されているタイプ I 環境ラベルの一つである。51 の商品カテゴリにおいて、約 3,550 商品(約 800 社)が認定を受けている(2021 年 2 月時点)。現在、新たに策定中の基準は、業務用洗濯機、業務用食器洗浄機・高圧洗浄機であり、塗料と表面コーティング剤の基準を見直し作業中である。



平成 25 年度に本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるシンガポール・グリーンラベルの認定取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくはない。取得理由としては、「現地法人からの要望がある」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務付けられている」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働く」等の回答が得られている。2022 年 2 月現在、6 社が認定を取得しており、32 ブランド/機種が登録されている。

シンガポールのグリーン公共調達は、今年度大きな進展があった。2021 年 2 月に「シンガポール・グリーンプラン 2030」が公開され、グリーン公共調達の推進が目標の一つとして掲げられている。同年 7 月には、エアコンや冷蔵庫、テレビ、LED 照明など具体的な環境要件が公表され、SEC としては今後紙製品をはじめプリンタなどのオフィス機器のカテゴリを対象とするよう関連省庁に働きかけるとしている。

#### (1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

2014 年 4 月に相互認証の実施に向けたキックオフミーティング(Skype を用いたウェブ会議)、同年 8 月のウェブ会議を経たのち、2015 年 10 月に香港でエコマークとグリーンラベルとの相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。同協定書では相互認証の共通基準を設定する対象カテゴリとして、複写機、プリンタを取り上げることに合意している。その後、グリーンラベルの担当者が複数回交代したため、事実上協議は停止している。しかし、一定の事業者ニーズはあるため、令和 3 年度(2021 年度)は、8 月にミーティング(Zoom によるウェブ会議)を行い、「複写機・プリンタなどの画像機器」を含めた相互認証の共通基準対象品目の設定などの協議を再開し、令和 4 年度(2022 年度)の合意書締結に向け、進めている。本件については、次項にて詳述する。